

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成25年2月25日 定例庁議
開 催 日 時	午後 1時25分から 平成25年2月25日(月) 午後 4時38分まで
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	富岡市長、小澤副市長、和田教育長、田中審議監、小林総務部長、 佐藤市民環境部長、麦田子育て支援課主幹兼課長補佐兼こども給付 係長（安田福祉部長代理）、中村健康づくり部長、柳原都市建設部 長、関根会計管理者、池田水道部長、丸山議会事務局長、中島学校 教育部長、田中生涯学習部長、星野監査委員事務局長 （担当課） 議題（1） 比留間総務部次長兼納税課長兼未収金対応プロジェクト・ チームリーダー、榎本同課長補佐兼同チームサブリーダー、 同チーム金子主査 議題（2） 薮塚健康づくり部参事兼保険年金課長、田中同課主幹兼課 長補佐、池田同課専門員 （事務局） 上野副審議監、村山政策企画室長、佐藤同室主幹兼室長補佐、 同室政策企画係濱野主事
会 議 内 容	（1）平成25年第1回朝霞市議会定例会提出議案について （2）未収金対応プロジェクトチームの実績及び今後の取組について （3）第2期朝霞市特定健康診査等実施計画書（案）について
会 議 資 料	資料1 未収金対応プロジェクトチームの実績及び今後の取組に ついて 資料2 第2期朝霞市特定健康診査等実施計画
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録
	☒ 要点記録
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）

	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【市長あいさつ】

【議題】

（１）平成２５年度第１回朝霞市議会定例会提出議案について

議案第２０号 平成２５年度朝霞市一般会計予算

（小林総務部長）

[平成２５年度朝霞市一般会計]

- ・平成２５年度一般会計予算は、前年度当初予算に対し、０．４％増の３５１億５，５００万円である。
- ・継続費は、「第５次総合振興計画策定事業」をはじめとして、７事業を設定している。平成２４年度は１事業であった。
- ・債務負担行為は、「総合支援資金貸付金利子補給補助」をはじめとして、９件設定している。平成２４年度は、１１件であったが、小学校と中学校の空気調和設備借上事業２件が終了したためであり、それ以外は昨年と同様である。
- ・地方債は、「浜崎放課後児童クラブ保育室建設事業」をはじめとする８事業に、「災害援護資金貸付金」と「臨時財政対策費」の全部で１０件を起こしている。
- ・その他については、一時借入金が平成２４年度同様２０億円である。歳出予算の流用については、従前のとおりとする。
- ・歳入予算について、市税は、２０５億１，０９９万７，０００円を見込み、前年度当初予算と比較して１．１％、金額では２億２，７４０万１，０００円の増額となっている。住民税については、若干の減収見込みであるが、その他の税目でカバーし、増額を見込んでいる。
- ・第２款から第８款までは、国と県の税收から市町村に交付されるものであり、先行きが見通せないことから、前年度と同額を計上している。
- ・第９款の国有提供施設等所在市町村助成交付金は、自衛隊の施設に対する交付金であり、平成２４年度の実績に合わせて計上した。
- ・第１１款の地方交付税については、現状、交付されている額を計上している。
- ・第１５款の国庫支出金、第１６款の県支出金は、それぞれの事業にあわせて見積りしたものであるため、増額となっている。
- ・第１９款の繰入金として、財政調整基金から３億１，７００万円を繰り入れる。
- ・第２０款の繰越金として、７億円を繰り越す。
- ・第２１款の諸収入については、陸上競技場改修工事に対するスポーツ振興くじ助成金などがあるため、前年度より、１５．８％増を計上している。
- ・歳出について、議会費は、前年度当初予算に対し、１．８％減の３億１００万１，０００円を計上した。減額の理由は、議員共済会共済給付費負担金の減額である。
- ・総務費は、前年度当初予算に対し０．４％増の３９億９，０７８万４，０００円を計上した。
- ・民生費については、前年度当初予算に対し、４．７％増の１６３億４，６１８万２，０００円を計上した。様々な事業があり中でも大きな事業が予定されたためである。

- ・衛生費については、前年度当初予算に対し、１．７％減の２８億４，８５７万８，０００円を計上した。
- ・労働費は、前年度当初予算に対し、金額で４，０００円減額の、２，４３６万４，０００円を計上した。
- ・農林水産業費は、前年度当初予算に対し２．２％減の７，６６４万７，０００円を計上した。
- ・商工費は、前年度当初予算に対し４％増の２億５，０００万４，０００円を計上した。
- ・土木費は、前年度当初予算に対し２３．６％減の２５億２，６００万５，０００円を計上した。
- ・消防費は、前年度当初予算に対し３．８％増の１３億４１１万５，０００円を計上した。
- ・教育費は、前年度当初予算に対し４．２％増の４２億３，５７０万３，０００円を計上した。
- ・公債費は１７８件、利子件数は２０７件で、そのほか一時借入金利子を合わせ、３１億９，５５９万８，０００円を計上しており、前年度当初予算に対し、０．８％増である。
- ・歳出の性質別に分析すると、義務的経費は、前年度の２．３％増で金額にすると４億３，３２１万４，０００円の増額である。人件費が０．５％増の３，２６２万５，０００円の増額である。扶助費は、４．１％増の３億７，４４５万２，０００円の増額である。公債費は、０．８％増の２，６１３万７，０００円である。義務的経費が平成２２年度のこども手当から大きく伸びて右肩上がりの状況である。平成２５年度予算は、行政サービスの低下を伴わずに予算編成できたが、今後も義務的経費が伸びる一方、歳入は微増の状況であるため、今まで活用していない、国等の補助金を活用し歳出を削減しないと、今後の予算編成が厳しい。

[質疑等]

なし

議案第２１号 平成２５年度朝霞市国民健康保険特別会計予算

【説明】

(中村健康づくり部長)

- ・平成２５年朝霞市国民健康保険特別会計予算は、１１９億９，７２４万３，０００円であり、前年度と比較すると４．０％増である。
- ・歳入の主な概要として、第１款、国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者の医療分、後期高齢者支援分、介護分に係る現年度課税分と、滞納繰越分の合計で３０億６１２万５，０００円を見込み、前年度と比較して０．７％減である。
- ・第３款、国庫支出金は、国庫負担金の療養給付費負担金は、一般被保険者の医療費等に係る国の負担分で歳出に計上している療養給付費や後期高齢者支援金等から前期高齢者支援金を差し引いた、約３２％にあたる、２２億１，５３２万７，０００円を計上したほか、国庫補助金では、財政調整交付金３億１，０００万円を計上し、国庫支出金の全体では、２６億１，０８１万５，０００円で、前年比４．７％増を見込んでいる。
- ・第４款、療養給付費等交付金は、４億１，４１０万７，０００円を計上し、前年比２．０％減となっている。

- ・第5款、前期高齢者交付金は、26億7,183万円を計上し、前年比25.2%増を見込んでいる。
- ・第6款、県支出金は、6億4,297万2,000円を計上し、前年比1.2%増である。
- ・第7款、共同事業交付金は、16億5,731万7,000円を計上し、前年比10.0%減である。
- ・第9款、繰入金は、8億5,164万2,000円を計上し、前年比0.7%増である。
- ・第10款、繰越金は、前年度繰越金1億円を計上している。
- ・歳出の主な概要として、第1款、総務費は、2,173万9,000円を計上し、前年比10.2%増である。
- ・第2款、保険給付費は、77億2,307万5,000円を計上し、前年比3.6%増である。
- ・第3款、後期高齢者支援金等は16億3,807万9,000円を計上し、前年比8.1%増である。
- ・第6款、介護納付金は7億5,352万1,000円を計上し、前年比10.3%増である。
- ・第7款、共同事業拠出金は、16億4,122万9,000円を計上し、前年比0.7%減である。
- ・第8款、保険事業費は、1億9,422万1,000円を計上し、前年比5.4%増である。

[質疑等]

(小林総務部長)

- ・減税は引き続き行われるのか。

(中村健康づくり部長)

- ・被保険者の負担を考慮して、平成23、24年度の2年間、後期高齢者支援分を9,000円から7,000円に減税したが、平成25年度も引き続き減税する。

議案第22号 平成25年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業水道特別会計予算

【説明】

(柳原都市建設部長)

- ・平成25年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ17億1,857万3,000円で、前年比6.4%増である。
- ・歳入の概要について、第1款、分担金及び負担金では、目の下水道事業受益者負担金に新たな科目を設定している。旧暫調の区域において来年度、新たに受益者負担金を設定するためである。
- ・第3款、繰入金は、5億7,039万8,000円で、下水処理などの経費が今年度と比較して増額されることが見込まれるためである。
- ・第6款、市債は、下水道債が雨水事業などの増加に伴い、増額となっている。
- ・歳出の概要について、第1款、2目の維持管理費は、5億5,025万2,000円で、前年より2,239万9,000円減額となっている。これは、荒川右岸流域下水道維持管理負担金について、浸入水の防止工事などにより、不明水の浸入を抑えられたことで、負担金

が減額できたことを反映している。

- ・汚水管事業については、旧暫逆の汚水管工事が本格化することから、２億７，９５４万９，０００円を計上し、前年度より、４，２１３万６，０００円増額となっている。
- ・雨水管事業については、雨水管線の新設２本及び雨水排水の緊急改善対策に新たに着手することから、１億６，５８５万４，０００円を計上し、前年度より、１億３５１万９，０００円増額となっている。
- ・第３項、流域下水道事業費については、埼玉県荒川右岸流域下水道建設事業の増額に伴い、９，１６１万５，０００円を計上し、前年度より４，５０７万６，０００円増額となっている。
- ・第３款、公債費については、地方債の償還金ということで、４億４，３９３万円、前年度より６，０６７万５，０００円減額となっている。
- ・地方債については、下水道事業に係る起債の限度額を２億７，８６０万円と定めている。

[質疑等]

なし

議案第２３号 平成２５年度朝霞市介護保険特別会計予算及び予算

【説明】

(中村健康づくり部長)

- ・平成２５年度朝霞市の介護保険特別会計予算は、歳入歳出４８億９，１４５万８，０００円で、前年比１０．８％増である。
- ・歳入の主な概要として、第１款、保険料は、１１億７，１３８万７，０００円を計上し、前年比１０．９％増を見込んでいる。
- ・第３款、国庫支出金は、９億８８７万８，０００円を計上し、前年比１６．０％増を見込んでいる。
- ・第４款、支払基金交付金は、１３億６，６２５万６，０００円を計上し、前年比１１．３％増を見込んでいる。
- ・第５款、県支出金は、７億１，００１万７，０００円を計上し、前年比６．１％増を見込んでいる。
- ・第７款、繰入金は、７億３，４９１万２，０００円を計上し、前年比８．３％増を見込んでいる。
- ・歳出の主な概要として、第１款、総務費は、９，２６９万７，０００円を計上し、前年比０．９％減としている。
- ・第２款、保険給付費の総額は、４６億８，３９５万４，０００円で歳出総額の９５．８％を占めており、前年比１１．５％増となっている。
- ・第３款、地域支援事業費は、１億７２４万７，０００円を計上し、前年比５．０％減である。

[質疑等]

なし

議案第24号 平成25年度朝霞市後期高齢者医療特別会計予算及び予算

【説明】

(中村健康づくり部長)

- ・平成25年度朝霞市の後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ10億2,093万2,000円で前年比7.9%増である。
- ・歳入の概要として、第1款、後期高齢者医療保険料は埼玉県後期高齢者医療広域連合の試算に基づき、8億7,747万1,000円を計上し前年比8.9%増となっている。
- ・第2款、繰入金は、1億4,145万7,000円を計上し前年比2.2%増となっている。
- ・歳出の概要として、第1款、総務費は、1,241万9,000円を計上し、前年比15.9%減となっている。
- ・第2款、後期高齢者医療広域連合納付金は、10億146万2,000円で歳出総額の98.1%を占めており、前年比8.4%増である。

[質疑等]

なし

議案第25号 平成25年度朝霞市水道事業会計予算

【説明】

(池田水道部長)

- ・平成25年度朝霞市水道事業会計予算の収益的収入及び支出について説明する。収入の概要について、第1款、水道事業収益は、税込20億8,928万1,000円で前年度から2,636万4,000円の減額で、約1.2%減である。第1目、営業収益が収益の約88%を占めている。
- ・支出の概要について、第1款、水道事業費は、19億6,663万8,000円で前年度から6,780万2,000円の増額で前年比3.6%増である。

[質疑等]

なし

議案第26号 平成24年度朝霞市一般会計補正予算

【説明】

(小林総務部長)

- ・平成24年度朝霞市の一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ1,538万8,000円を追加し、総額は360億4,353万3,000円となった。
- ・継続費では、保育園施設耐震化事業と第五小学校改築事業について総額及び年割額を変更するものである。
- ・繰越明許費は、駅西口富士見通線整備事業、駅東通線整備事業はすでに実施している事業であるが、歩道橋改修計画策定事業、小学校トイレ改修事業及び中学校トイレ改修事業について

ては、国の補正予算を受けて、新規事業として計上した。

- ・債務負担行為補正は、12件の指定管理料について、臨時職員の賃金単価の引き上げに伴い、既に設定している債務負担行為限度額に不足が生じるため設定した。
- ・地方債補正は、4つの事業について、借入限度額の変更にあわせて行った。
- ・歳入について、市税は、個人市民税現年課税分2億4,000万円の減額を行う。一方、固定資産税現年課税分は、1億円の増額を行う。不況の影響を受け1億4,000万円の減額となっている。
- ・国有提供施設等所在市町村助成交付金は、交付額が確定しているため実際の金額である。
- ・国庫支出金は、国の補正予算を有効活用するため、平成25年度に実施を予定していた事業のうち、小・中学校のトイレ改修工事及び、歩道橋改修計画の策定を前倒しで予算計上することから、学校施設環境改善交付金を増額するほか、防災・安全交付金を新たに計上することなどにより、2,631万円増額している。
- ・県支出金については、実績に伴い、生活保護負担金などを減額する一方、認知症高齢者グループホームの施設整備に対する、介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金や女性センター設置に伴う、ふるさと創造資金の交付決定により2,295万6,000円を増額する。
- ・財産収入は、財政調整基金などの預金利子を増額するほか、駅東通線整備事業を進めるにあたり、代替地を売却したことなどにより9,399万8,000円を増額した。
- ・寄付金は、民生費指定寄付金などの受け入れをしている。
- ・繰入金は、財政調整基金を779万7,000円減額している。
- ・諸収入は、原子力損害賠償金の支払いを受けたことなどにより、2,845万円増額している。
- ・市債は、小・中学校大規模改造事業債を増額する一方、事業費の確定に伴い、黒目橋落橋防止対策事業債を減額することなどにより、2,560万円減額している。
- ・歳出について、総務費は、女性センター整備事業、電算システム改造委託料などを減額することなどにより944万4,000円減額している。
- ・民生費は、認知症高齢者グループホームの施設整備に対する、地域介護・福祉空間整備補助金を新たに計上するほか、国民健康保険特別会計その他繰出金を増額する一方、こどものための手当などを減額することにより、3,397万2,000円増額する。
- ・衛生費は、一般健康診査等委託料を実績に伴い減額する一方、各種予防接種委託料を増額することにより、3,811万7,000円増額する。
- ・商工費は、申請件数の増加に伴い、個人住宅リフォーム資金補助金を増額することにより227万4,000円増額している。
- ・土木費は、市内11ヶ所の歩道橋改修計画を作成するため、歩道橋改修計画策定委託料を新たに計上する一方、実績に伴い市内循環バス運行事業に伴う補償料や下水道事業特別会計繰出金を減額することにより5,337万3,000円減額した。
- ・教育費は、契約実績に伴い空気調和設備借上料を減額する一方、新たに、第九小学校、第五中学校のトイレ改修工事費を計上することなどにより、359万円増額している。
- ・諸支出金は、土地開発基金繰出金を23万2,000円増額している。

[質疑等]

なし

議案第27号 平成24年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算

【説明】

(中村健康づくり部長)

- ・ 今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3億7,915万4,000円減額で、総額120億5,994万9,000円となっている。
- ・ 歳入について、国民健康保険税は、本算定において、現年課税分の調定額が減少したことなどに伴い、1億40万9,000円減額している。
- ・ 国庫支出金は、実績等に伴い、第1項国庫支出金の療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査等負担金の総額2,054万円減額している。第2項国庫補助金については交付決定により、35万4,000円増額となっている。
- ・ 県支出金は、実績に伴い、高額医療費共同負担金を1,429万7,000円、また、財政調整交付金を153万円、それぞれ減額している。
- ・ 共同事業交付金は、国民健康保険団体連合会からの通知により、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金で3億518万8,000円減額している。
- ・ 繰入金は、実績等に伴い、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分と保険者支援分、財政安定化支援事業繰入金を増額し、さらに、補正予算の収支不足に対応するため、その他繰入金を5,000万円増額している。
- ・ 歳出について、保険給付費は、医療費の動向を勘案し、療養給付費の一般被保険者療養給付事業の減額などで、療養諸費全体で5,228万4,000円を減額し、高額療養費では、一般被保険者高額療養費支給事業の増額などで1,316万6,000円を増額した。
- ・ 共同事業拠出金は、実績等により、高額医療費共同事業拠出金事業、保険財政共同安定化事業拠出事業を合計1億2,890万2,000円減額とした。
- ・ 健康診査等事業費は実績により、950万3,000円減額した。
- ・ 基金積立金は、補正予算の収支に対応するため2億1,107万8,000円減額した。

[質疑等]

なし

議案第28号 平成24年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算

【説明】

(柳原都市建設部長)

- ・ 補正額は、歳入歳出それぞれ1億4,378万6,000円減額し、総額14億6,897万3,000円とするものである。この補正について、旧暫定逆線引き地区内の事業認可取得が遅れていることから、事業費を減額するものである。
- ・ 歳出について、下水道事業費の汚水整備事業費は、1億4,378万6,000円を減額するものである。

- ・歳入について、繰入金は一般会計から２，３０８万６，０００円を減額する。
- ・市債は、公共下水道事業債を１億２，０７０万円減額するものである。
- ・地方債補正は、公共下水道事業の地方債について借入限度額の変更を行うものである。

[質疑等]

なし

議案第２９号 平成２４年度朝霞市介護保険特別会計補正予算

【説明】

(中村健康づくり部長)

- ・補正額は、歳入歳出それぞれ２万円の増額で総額５０億７，２２７万５，０００円となっている。
- ・歳入について、財産収入は介護保険保険給付費支払基金の預金利子として、１万９，０００円、また、介護保険高額介護サービス費資金等貸付基金の預金利子として、１，０００円を増額するものである。
- ・歳出について、基金への預金利子の積立に伴い、介護保険保険給付支払基金積立事業は、１万９，０００円、介護保険高額介護サービス費資金等貸付基金積立事業は、１，０００円を増額する。

[質疑等]

なし

議案第３０号 平成２４年度朝霞市後期高齢者医療特別会計予算

【説明】

(中村健康づくり部長)

- ・補正額は、歳入歳出それぞれ４３３万３，０００円減額し、総額９億４，７８０万８，０００円となっている。
- ・歳入について、繰入金は、歳出の県及び市の保険基盤安定負担金の確定に伴い、４３３万３，０００円を減額するものである。
- ・歳出について、後期高齢者医療広域連合納付事業で、県及び市の保険基盤安定負担金の確定により、４３３万３，０００円を減額するものである。

[質疑等]

なし

議案第３１号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【説明】

(小林総務部長)

- ・時間外勤務手当等について労働基準法の趣旨に沿った支給とするため、手当の算定に使用する

る年間の総勤務時間数から規則に定める時間数を除くこととする改正を行うものである。

[質疑等]

なし

議案第 3 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【説明】

(小林総務部長)

- ・新たに附属機関として位置づけるための議案を提出している会議について、委員の報酬及び費用弁償を本条例の別表に加える改正である。

[質疑等]

なし

議案第 3 3 号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

【説明】

(小林総務部長)

- ・厳しい経済情勢や本市の財政状況等を考慮し、市長の給料月額を 2 0 %、副市長及び教育長の給料月額を 1 0 %、それぞれ減じる特例措置を平成 2 5 年度 1 年間行うものである。

[質疑等]

なし

議案第 3 4 号 朝霞市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例

【説明】

(麦田子育て支援課主幹兼課長補佐兼こども給付係長)

- ・朝志ヶ丘放課後児童クラブを第七小学校の敷地内に移転改築することに伴い条例で定められているクラブの位置を「朝志ヶ丘 1 丁目 4 番 2 号」から「北原 2 丁目 6 番 3 9 号」に変更するものである。施行日については、工期の延長があるため、平成 2 5 年 6 月 3 日とする。

[質疑等]

なし

議案第 3 5 号 朝霞市こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

【説明】

(麦田子育て支援課主幹兼課長補佐兼こども給付係長)

- ・支給対象年齢を入院については、中学 3 年生までであったのを 1 8 歳に達する日以後の最初

の３月３１日までとし、通院は、小学校６年生までを中学校３年生までに改正した。

[質疑等]

なし

議案第３６号 朝霞市表彰審査会条例

【説明】

(田中審議監)

- ・要綱、規則等で定められた会議体のうち、附属機関とすべきものについて条例を整備するものである。
- ・現行は、表彰規程の第５条で設置しているが条例に基づかないということで、第５条の審査会の設置部分を抜き出して条例化するものである。
- ・変更点は、従来、市の議会の議員と規定していたところを、慣例上そうになっていることも踏まえて、市の議会の議長及び副議長と、明確に宛て職として位置づけた。その他の機関としていたところは、市が関係する団体の該当者という形で規定した。さらに、公募委員を一人追加した。

[質疑等]

なし

議案第３７号 朝霞市行政改革懇談会条例

議案第３８号 朝霞市内循環バス検討委員会条例

議案第３９号 朝霞市小、中学校通学区域審議会条例

議案第４０号 朝霞市入学準備金及び奨学金貸付審査会条例

議案第４１号 朝霞市社会福祉法人認可等審査委員会条例

議案第４２号 あさか子どもプラン推進委員会条例

議案第４３号 朝霞市予防接種健康被害調査委員会条例

(説明及び意見等なし)

議案第４４号 シティセールス朝霞ブランド検討委員会条例

【説明】

(佐藤市民環境部長)

- ・今までは、個々の商品を朝霞ブランドと認定していたが、シティセールスの観点から、朝霞市の誇れる歴史、文化、景観、行事及び産品等を新たに選び事業を展開していく。

[質疑等]

(小澤副市長)

- ・朝霞ブランドとして認定されてきたものはどうなるのか。

(佐藤市民環境部長)

- ・認定してきた朝霞ブランドは、一度無くす。ただし、認定されていたものは、朝霞市商工会の推奨品という取扱いにする。

議案第４５号 朝霞市都市計画マスタープラン検討委員会条例

議案第４６号 朝霞市景観計画策定委員会条例

議案第４７号 朝霞市消防賞じゅつ金等審査委員会条例

議案第４８号 朝霞市新型インフルエンザ等対策本部条例

(説明及び意見等なし)

議案第４９号 市道路線の廃止について

議案第５０号 市道路線の認定について

【説明】

(柳原都市建設部長)

- ・今回廃止する路線は、朝霞市が所有する東武鉄道軌道敷地内の赤道及び水路等用地と朝霞市が道路等に供している東武鉄道用地との交換に伴い、終点の変更が生じたため、改めて認定を行うものである。

[質疑等]

なし

議案第５１号 市道路線の認定について

【説明】

(柳原都市建設部長)

- ・認定する路線は、開発行為に伴う５路線で、都市計画法４０条の規定により帰属された道路を認定するものである。

[質疑等]

なし

議案第５２号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

議案第５３号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

【説明】

(小林総務部長)

- ・埼玉縣市町村総合事務組合から平成２５年３月３１日をもって久喜地区消防組合、埼玉西部広域事務組合及び加須鴻巣学校給食センター組合が脱退することについて協議するため、提出するものである。

[質疑等]

なし

【結果】

- ・ 本件については、原案のとおり決定する。

【議題】

(3) 第2期朝霞市特定健康診査等実施計画書(案)について

【説明】

(担当課：薮塚)

- ・ 計画案取りまとめまでの経過は、特定健康診査を所掌している保険年金課と、保健指導や健康づくり事業全般を所掌している健康づくり課で検討を行い、昨年10月頃に素案をまとめた。平成24年11月28日から12月27日までの期間、パブリックコメントを実施すると同時に、国民健康保険運営協議会委員と医師会の意見をいただき、最終案をとりまとめた。また、先日2月12日の政策調整会議で意見をいただいた点についても、修正を加えている。
- ・ 計画の概要は、平成20年度から生活習慣病を予防し、医療費の適正化を推進する一環として、いわゆるメタボリックシンドロームの概念を導入した「特定健康診査と特定保健指導」が、すべての医療保険者に義務付けられ、それと同時に第1期の実施計画を策定している。
- ・ 今回策定する計画は、平成20年度から平成24年度までを期間とする、第1期計画が終了することから、次期、第2期計画を策定するものである。計画の期間は、平成25年度から29年度までの5カ年としている。
- ・ 第1期との大きな違いとして、第1期は創設時のため、前データ等が無かったが、第2期実施計画は、5年間の経過を踏まえた点である。
- ・ 本事業がスタートした平成20年度からの評価について、特定健康診査の状況で、受診率は、平成20年度33.9%から翌年度に39%に増加し、以降は微増で推移し、平成23年度実績は、39.5%となっている。また、第1期計画で設定した目標受診率となっている60%には届かなかった。ただ、全国平均や、県内市町村平均と比較すると、どの年度も朝霞市は上回っており、県内63市町村中12位と上位となっている。
- ・ 受診者状況を分析すると、40、50歳代の受診率が低く、特に男性の受診が少ない状況である。一方、受診者をみると連続受診者、服薬治療者の割合が高い状況で、リピーターや、既に高血圧等の服薬治療を行っているというような、日常的に医療機関を利用している方々の受診が多い状況である。
- ・ 特定保健指導いわゆるメタボ対象者への指導の状況として、対象者は年々増加しているが、実施率は低い状況となっている。目標実施率と比べると、平成20年度のみ目標を上回ったが、以降は計画目標を下回っている。
- ・ 実施率向上のため、保健指導を担当している健康づくり課でも、案内通知や実施会場の工夫改善に取り組んだが、対象者の意見で、「自分には必要ない」「医師から問題ないといわれたから大丈夫」などの理由により、メタボ改善に取り組んでいただけない現実があった。
- ・ 本事業の目指すところについて、大きくは、「生活習慣病の予防」、「医療費の適正化」、「個人の生活の質(QOL)の向上」ということになる。

- ・朝霞市国保の医療費の状況としては、生活習慣病が重症化した場合に起こりやすい心筋梗塞などの虚血性心疾患、腎不全、脳梗塞などの脳血管疾患による入院医療費が高額で多くを占めており、入院外の医療費では腎不全が高額となっている。これらの医療費の適正化に対応していくために、特定健康診査・保健指導が実施されており、それぞれの課題及び対策は、特定健康診査の受診率向上策として、新規受診者の確保、集団健診実施の検討などを、特定保健指導の実施率向上策としては、40歳代の対象者への積極的な利用勧奨や休日の開催などを盛り込んでいる。「あさか健康プラン21」を推進している健康づくり課との連携を図り、国保側からも普及啓発に努めたいと考えている。
- ・特定健康診査については、最終年度の目標値を、国が示す参酌基準の60%に合わせて年度ごとの目標値を設定した。
- ・特定保健指導についても、国の参酌基準が最終年度60%とされているので、それに合わせた目標値設定となっている。
- ・内臓脂肪症候群該当者数及び予備群の減少率については、第1期の10%とする評価がまだ実績としては出てないが、これも国が示す参酌基準に合わせて設定している。
- ・特定健康診査受診率向上対策としては、がん検診と同時に受けられる集団健診を日曜日に数回実施することや、若い世代が受けやすいよう土日、夜間での実施の検討していく。その他、PR方法の強化や他の健診受診者からのデータ提供の強化を考えている。
- ・特定保健指導実施率向上対策は、主なものとして、このままでは糖尿病や腎不全など重病化の危険があるといったことを本人に具体的に示す必要から、個人の健診データを経年的な変化や腎臓の機能が一目でわかるデータ、健康状態の評価等を記載したわかりやすい情報を提供することや、現在、健康づくり課で実施している保健指導の体制を見直すこと、指導プログラムの見直しなどを考えている。
- ・その他の取り組みについては、健康づくり事業を行う健康づくり課と連携し、特定保健指導以外の方について病気の重症化予防や、喫煙・飲酒対策をはじめ、医療費の無駄をなくすため、同じ病気で何件も病院を渡り歩く重複・頻回受診者への指導なども盛り込んでいる。
- ・なお、本編裏表紙の、発行者欄に、編集課「保険年金課」を載せること、ホームページアドレスの前に「URL」をつけることについて、政策調整会議で指摘をいただき修正した。

[質疑等]

なし

【結果】

- ・本件については、原案のとおり決定する。

【議題】

(2) 未収金対応プロジェクトチームの実績及び今後の取組について

【説明】

(担当課：比留間)

- ・プロジェクトチームの実績について説明する。プロジェクトチームでは、強制徴収公債権の

うち、保育園保育料と後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、所管課と協議の上、対象者に業務の移管予告書を発送したのち、何も返事がない方には移管決定通知書を発送して、さらに納付や相談のない場合には、プロジェクトチームに徴収業務を移管して徴収を進めている。保育園保育料と後期高齢者医療保険料は、ともに差押えの実績がある。

- ・私債権及び非強制徴収公債権については、学校給食費及び放課後児童クラブ保育料の滞納額上位100名について、弁護士に回収業務の委託を行っている。水道料金、下水道使用料については、水道部に給水停止までの実施期間の短縮を依頼したところである。水道部で発送している催告に加えて水道料金を納めないまま市外へ転出した方に対して9月25日に催告書を送付するなどの取組みを行った。
- ・徴収状況を項目ごとに前年度と比較すると、保育園保育料の滞納繰越分は、平成25年1月24日現在、20.21%であり前年同期は2.07%であった。後期高齢者医療保険料は、44.96%であり前年同期は31.51%であった。介護保険料については、18.19%であり前年同期は11.83%であった。一定の成果があったと考える。
- ・弁護士委託債権の回収状況について、平成25年1月24日現在、学校給食費は2.05%放課後児童クラブは7.34%であり、目標であった2割回収には届いていないが、回収を進めている。
- ・プロジェクトチームの取組みを継続、発展させるための組織体制について説明する。横断的に徴収を専門的に行う部署が必要であり、継続して新しい組織で取組めれば良いと考える。強制徴収公債権については、プロジェクトチームを引き継いだ新しい組織において、引き続き税部門と連携して対応する取り組みが妥当であると考えます。
- ・一方、私債権等の徴収支援については、なかなか直接徴収が難しい債権であるため、直接的な徴収は行わず、弁護士との調整窓口や徴収方法の研究、企画等私債権所管課の支援及び調整を行う係として位置づけることを報告している。これにより、現年課税分については、各課がこれまで通り所管し、滞納繰越分について、強制徴収債権は、新しい組織が行い、私債権は各課の支援を行うことを考えている。
- ・最後に、今後取り組むべき課題について説明する。私債権等の訴訟手続きによる回収について、学校給食費と放課後児童クラブ保育料は弁護士による催告を実施しているが、委託期間終了後、成果についての検証を行い、必要と認められる場合には訴訟手続きによる回収の検討に入らざるを得ないのではないかと考える。
- ・訴訟手続により債権の履行を請求する際には、議会の議決が必要である。この点について、江戸川区や練馬区など先進自治体の多くでは、機動的な法的措置を実施するために、一定額以下の履行請求に係る訴訟手続等について地方自治法第180条第1項の「議会の権限に属する軽易な事項」として議決により特に指定を受けることにより、長の専決処分として実施している状況にある。専決処分事項の指定は、議会の権限を長の権限へ移管するものであり、慎重になさなければならないことから、十分に研究する必要があると考える。
- ・近年、埼玉県内においても越谷市などで債権管理条例が制定されている。これは、債権管理に関する統一的な基準を条例化することにより、債権管理の適正化を図ることを目的としている。本市においても、これらの先行自治体に学び、条例制定に向けての検討をしていく時期にあると考えている。

[2 月 2 5 日政策調整会議の要旨について報告]

(田中審議監)

- ・ 弁護士に依頼した非強制徴収債権については、まだ成果が明らかにできない時期ということで、今後、検証を行い、次のステップを考えるということであった。
- ・ 今後の取組み課題である、議会の権限である専決処分については、少額の債権回収について法的手段に講じる場合、その都度、議会に議決を要求するのではなく、議会の理解をいただいて、市長の専決処分を認めてもらえるよう、議会へはたらきかける必要性があるということであった。

[質疑等]

なし

【結果】

- ・ 本件については、原案のとおり決定する。

【閉会】